

2環総政第114号
令和2年6月4日

特例環境配慮書審査意見書

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」に係る特例環境配慮書（以下「配慮書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第33条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 2 対象計画の案の名称及び種類
名 称：多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業
種 類：道路の新設及び改築
- 3 対象計画の所在地
起 点：稲城市百村（稲城福祉センター入口交差点）
終 点：多摩市聖ヶ丘五丁目（多摩東公園交差点）

第2 意見

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事の施行中のトンネル工事においてトンネル坑口では防音ハウスを使用し、環境への影響については小さいとしているが、トンネル坑口付近には住宅等が存在し、またトンネル工事は7年間と長期にわたることから、建設工事騒音の低減等の環境保全措置を確実に実行するとともに、必要に応じてより一層の環境保全の措置についても検討すること。

【生物・生態系】

予測地域である湿地の生息(育)環境について、事業が影響を及ぼす可能性は低いとしているが、湿地には注目される貝類等が存在しているため、工事の施行中において実施する地下水位等のモニタリング結果を丁寧に説明するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の実施についても検討すること。